

# 公募型プロポーザル説明書

## 1 業務概要

### (1) 業務名

令和5年度広島県海外スタートアップ等連携実証プロジェクト創出業務(以下「本業務」という。)

### (2) 業務背景・目的

本県は、県内企業が有する優れた環境技術やサービスを生かした経済成長を目指して、平成24年に「ひろしま環境ビジネス推進協議会」を設立し、アジアや欧州の行政機関や環境団体等と経済交流に取り組んできた。これまでの取組を通じて、排水処理、廃棄物処理、リサイクル等の環境技術をはじめ、数多くのグローバル需要があることを確認している。また、近年では、SDGsやカーボンニュートラル等の世界的な潮流を背景に、更なる市場の成長が見込まれている。

一方、海外展開に取り組む県内企業に目を向けると、国内とは異なる海外市場のニーズに応じた製品コストの低減や製品仕様の見直しなど様々な課題に直面しており、限られた経営資源の中で、サプライチェーンの変化に対応しながら国際的な競争力を維持・向上していくことは困難な状況にある。

そこで、本業務では、受注者が有するノウハウやネットワークを活用し、現地の社会課題の解決を目指す海外スタートアップや大学・研究機関等と海外展開に意欲的な県内企業の有する優れた技術やサービスをマッチングすることで、現地の課題解決に取り組む実証プロジェクトを設計し、県内企業の既存領域での事業拡大や新たな領域での事業創出に繋げることを目的とする。

### (3) 業務内容

別紙「公募型プロポーザル仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

### (4) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

### (5) 予算額

25,000千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

## 2 注意事項

### (1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出先及び期限

#### ア 提出先

広島県商工労働局 イノベーション推進チーム 環境関連産業海外展開グループ

#### イ 提出期限

令和5年2月17日(金)午後5時【必着】

### (2) 上記(1)に対する確認結果の通知

令和5年2月20日(月)までに公募型プロポーザル参加者全員(グループの場合は、代表法人のみ)に回答する。

### (3) 仕様書等に対する質問書提出先及び期限

#### ア 提出先

広島県商工労働局 イノベーション推進チーム 環境関連産業海外展開グループ

#### イ 提出期限

令和5年2月27日（月）午後5時【必着】

(4) 上記(3)に対する回答日等

令和5年2月28日（火）までに、公募型プロポーザル参加者全員（グループの場合は、代表法人のみ）に回答する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(5) 提案書提出先及び期限

ア 提出先

広島県商工労働局 イノベーション推進チーム 環境関連産業海外展開グループ

イ 提出期限

令和5年3月2日（木）午後5時【必着】

(6) 提案書に関するプレゼンテーション

ア 実施場所

広島市中区基町10番52号 広島県庁内会議室又はオンライン

イ 実施日時

令和5年3月8日（水）

実施場所や時間については、別途プロポーザル参加者に通知する。

ウ 出席者

公募型プロポーザル参加資格を有している事業者

ただし、審査会場への入室は3名までとする。

オンラインの場合も同席者は3名までとする。

エ 内容

企画提案者によるプレゼンテーション

1提案者当たりの説明時間は15分以内とし、質疑応答15分とする（予定）。

オ その他

参加者数によっては、書面審査を行い、プレゼンテーションへの参加事業者数を絞り込む場合がある。

(7) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

ア 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、申請書（別記様式第1号）及び法人概要（別記様式第2号）を提出すること。

グループで参加する場合は、グループ構成書（別記様式第3号）及び委任状（別記様式第4号）をあわせて提出すること。

イ 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

エ 申請書等の提出は、持参、郵便等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便。）又は電子メールによる。

(8) 仕様書等について

ア 仕様書等に対する質問がある場合は、上記2(3)イの期限までに、仕様書等に対する質問書（別記様式第5号）を提出すること。ただし、軽微な質問については、電話又はメールでも受け付け口頭で回答する。

イ 上記の質問に対する回答は、公募型プロポーザル参加資格を有する者の質問にのみ回答する。

- (9) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について
- ア 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
  - イ 上記の通知を受けた者は、広島県商工労働局 イノベーション推進チーム 環境関連産業海外展開グループに対してその理由説明を求めることができる。
  - ウ この説明を求める場合は、令和5年3月13日（月）までに、その旨を記載した書類を提出すること。
  - エ 上記に対する回答は、令和5年3月14日（火）までに、書面により行う。
- (10) 支払条件
- 精算払いとする。
- (11) 手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨に限る。
- (12) 参加者の負担について
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (13) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。
- (14) 提出された提案書について
- ア 提案書提出後、県から提案書の内容について質問を行い、また補正を指示する場合がある。
  - イ 提案書提出後、提案を取り下げる場合は、取下願（別記様式第6号）を提出するものとし、取下願の受理をもって、公募型プロポーザルの参加辞退とする。
  - ウ 提出された提案書は、取下願を提出した場合も含め、返却しない。
  - エ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、広島県情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することがある。

### 3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領
- 公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約の締結
- 最優秀者として選定された者とその提案書について協議を行い、協議が整った場合に、県の契約職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容を一部変更する場合がある。グループの場合は、代表法人及び構成法人と契約を締結する。また、契約候補者との協議が整わない場合は、次点の企画提案者と協議を行い、契約を締結することがある。
- (3) 契約事項に関する規則
- 広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
- (4) 契約保証金
- 公告に定めるとおり
- (5) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約
- 適用なし

#### 4 添付書類

- (1) 公告の写し
- (2) 業務委託契約書（案）
- (3) 公募型プロポーザル仕様書
- (4) 企画提案書作成要領
- (5) 企画提案書作成様式
- (6) 企画提案書評価基準
- (7) 様式類

【別記様式第1号】公募型プロポーザル参加資格確認申請書

【別記様式第2号】法人概要

【別記様式第3号】グループ構成書

【別記様式第4号】委任状

【別記様式第5号】仕様書等に対する質問書

【別記様式第6号】取下願

#### 【問い合わせ先】

広島県商工労働局 イノベーション推進チーム

環境関連産業海外展開グループ

電話 082-513-3364（ダイヤルイン）

電子メール [syo-kankyo@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:syo-kankyo@pref.hiroshima.lg.jp)